

地域社会学会会報

No.198 2016. 9. 12

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学文学部 清水洋行研究室内
TEL&FAX 043-290-2292(直) 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目次

1. 2016 年度第 1 回研究例会報告
 - 1-1 「生活圏としての地域社会」の危機・再発見から抗いへ
—大会シンポジウムの成果と課題— 佐藤彰彦（高崎経済大学）
 - 1-2 外国人住民の「非集住地域」研究の可能性
—現況と課題— 徳田 剛（聖カトリナ大学）
牧野修也（神奈川大学非常勤講師）
 - 1-3 第 1 回研究例会「印象記」 望月美希（東京大学大学院）
 - 1-4 第 1 回研究例会印象記
2. 理事会からの報告
3. 研究委員会からの報告
4. 編集委員会からの報告
5. 社会学系コンソーシアム担当からの報告
6. 事務局からの連絡
7. 会員異動
8. 会員の研究成果情報(2016 年度・第 2 次分)
9. 理事会・委員会のお知らせ

2016 年度 第 2 回研究例会のご案内

- 日 時 2016 年 10 月 1 日（土） 14 時～17 時
- 会 場 明治学院大学白金キャンパス 2 号館 3 階 2401 教室
*会場へのアクセスは本会報最終頁をご参照ください。
- 報 告 第 1 報告 東海林 伸篤（東京都世田谷区役所職員）
「地域主体のまちづくりに向けて～日本計画行政学会コモンズ研究会に
おけるコモンズの議論と世田谷区における取り組み～」
- 第 2 報告 岡田 航（東京大学大学院）
（仮）「現場から立ち上げる『里山の社会学』に向けて～八王子市堀之内の
人と自然とのかかわりをもとにして～」

1. 2016年度第1回研究例会報告

2016年7月16日(土)に本年度の第1回研究例会が、首都大学東京の秋葉原サテライト・キャンパスにて、佐藤彰彦会員、徳田剛会員を報告者として開催されました。研究例会には29名の参加がありました。両報告者から、第41回大会シンポジウム「国土のグランドデザインと地域社会——「生活圏」の危機と再発見」をふまえた総括的かつ発展的な報告がなされ、本年度の研究展開が期待されます。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

1-1 「生活圏としての地域社会」の危機・再発見から抗いへ —大会シンポジウムの成果と課題

佐藤 彰彦 (高崎経済大学)

はじめに

本稿では、大会シンポジウムの成果と課題について、報告者が福島第一原発事故(以下、原発事故)後の被災地・被災者を対象に取り組んできた研究に惹きつけつつ整理したい。以下では最初に、研究(対象)の概略を紹介する。その後、大会シンポジウムでの主要論点を紹介しつつ、先の研究にふれながら、我々研究者が今後、「地域社会」とどう向き合っていけばよいかなど、試論として整理する。

1. 原発事故被災地における「抗い」の試み——福島県富岡町を例に

(1) 原発事故被災地の復興シナリオと生活者/生活圏の位置

2016年3月に与党が公表した文書(自由民主党ほか2016)によると、原発事故被災地の復興にかんして、国内外に向けた明確な政治的戦略が示されている。

復興の基本方針として「オリンピック・パラリンピック東京大会」までに成果をあげることが掲げられている。国際廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点などの主要プロジェクトに取り組み、世界中の人たちに「堂々とお越しいたいて、輝かしい復興の姿を見せること」を念頭に、「地方創生のモデル」(傍点は報告者)づくりを目指すとされている(同掲資料2016:4)。

(2) 原発被災地・被災者が抱える課題

しかし、この「復興の進展」の過程において、当事者である被災地の住民はその担い手ではなく、政策や取り組みの対象としてしか認知されていない(同掲資料2016:5)。では、彼らを取り巻く状況とはどのようなものなのだろうか。報告者のこれまでの研究(佐藤2013、福島大学2014ほか)から、その顕著な例を示してみよう。たとえば、原発事故被災者(福島県富岡町民)の発話データを用いた質的統合法の分析結果からは、この国の「議会制民主主義の機能不全」という問題が導出された。被災者が生活再建を目指そうにも「自力による再建」が困難ななか、「社会的合意形成による再建」、「為政者への働きかけによる再建」を試みるも、いずれも機能しないという現状である。このことは、被災者たちのなかで「この国の社会システムの根本的な問題」として認識されており、さらには、「(それが改善されない限り)原発事故後に自分たちが経験したことと同じ問題が将来、違ったかたちで起こりえる」という集合的な意識として現れている。

(3) 自治体消滅の危機から「抗い」としての復興計画策定へ

事故後、変わらない現実のなかで、住民の帰還意識は低下し、被災自治体への不満や批判も高まりをみせるようになる。たとえば、将来が見通せないなか、「行政はこれからの町の方向を示せ」と口にする被災者たちがいる。この言葉には、「(国の意向に配慮せざるを得ない町)役場が示す将来の見通しは、恐らく自分たち(被災者)が納得できないものに違いない」——こうした<逆説的な負の期待>ともいえる考えが内在している。故郷との関係性を断ち切る理由を、町行政の失敗に求めようとしているのだ。こうして被災者たちは、避難によってこれまで生活していた地域から切り離され、あるいは自らその関係性を絶ち、そこで長年培ってきたさまざまな関係性が崩壊していく。

こうして地域が危機的な状況に追い込まれていくなか、富岡町では 2014 年から「富岡町災害復興計画（第二次）」の策定に着手する。その背景には、主として以下に掲げる理由がある。①原発事故後に生じている問題が社会システムにかかわる構造的な問題である以上、従来型の行政計画策定手法ではいずれ、原発事故を招いた（地域）社会を再生産することになる。②それを防ぎ、地域を再生・存続していくためにも、住民から幅広く意見聴取する機会をつくり、それを計画策定以降も恒常的・公的に担保し、国県に抗うための体制を整える必要がある。計画策定の基本方針は次のとおりである。

- ・従来型の行政主導の計画とはしない
- ・当該計画を現行法制等の矛盾改善に向け国県と抗うための根拠とする
- ・国主導の早期帰還政策を認めつつ、それ以外の選択（＝「第三の道」）を重視する
- ・世代交代をも鑑み、計画期間は概ね 30 年を目処とする
- ・短中期的な原地復興＋長期的復興と住民生活再建の両輪による計画とする

（４）復興計画策定の帰結

これらの基本方針のもと、町行政は約 60 名の住民検討委員会を発足し、計画策定に着手した。質的統合法を用いた WS 形式を導入してボトムアップで各種の施策・事業を積み上げていった。これらは取捨選択されるのではなく、計画期間内に随時修正可能なかたちで取りまとめられていった。

本稿では紙面の制約もあり、復興計画策定過程の詳細については割愛するが、当該計画は、その後、計画策定にかかわった行政職員を含む検討委員の手を離れ、行政計画書として集約される段階において、復興庁他からの強い指導が入り、従来の縦割り型の分野別・組織別計画に逆戻りするかたちでまとめられることとなった。

（５）事故後 6 年後の避難指示解除とその後に向けて

こうした帰結は、計画策定に関与した役場職員や住民ばかりでなく、新たな復興計画に期待を抱いた多くの住民を失望させることとなった。聞き取り調査等からは、住民の町役場を含む政治・行政に対する信頼は一層低下し、故郷とのかかわりを断つ人たちも増加していることが推察される。

しかしながら、その一方で、避難先で居を構えた住民たちのなかには、それでもなお、故郷とのかかわりをもち続けている人たちが少なからず存在する。たとえば、福島県内外の避難先で同居購入者が増加するも、彼らからは、（避難先に住むことは）「帰らないというのとは違う」、「帰らないと決めたわけではない」、「あきらめきれない」などの声が聞かれる。あるいは、そうした避難先が避難元と往き来のできる時間距離内に確保されていたり、そこで家族や親族、故郷の友人との継続的な交友がはかれるような空間や時間が確保されているなど、避難先でもとの生活圏の一部が擬似的に再現されている状況が少なからず観察される。避難生活の長期化、復興計画策定の失敗、深まる行政不信……。さまざまな問題を生みながら事故後 5 年以上が経過した今なお、彼らがく生きた故郷の経験・記憶・時間などが、避難先での生活の支えとなっている様子がうかがえる。この「根っこ」ともいえるものは、「生活圏としての地域」の根底にあり、かつ「抗いの契機」になり得るものではないだろうか。

原発事故後の被災地復興、被災者の生活再建、原地への帰還といった問題が解決されるまでには、世代を超える長い期間を要することが容易に推察できる。そのなかで、我々研究者は、目の前にある「生活圏としての地域社会」とどのように向き合い、「抗い」に向けてどうかかわっていくべきか。以下、大会シンポジウムから得られた主要論点をふり返りながら考えていきたい。

2. 大会シンポジウムの成果と課題——主要論点を軸に

大会シンポジウムでは、報告後の討議を通して、主に以下に挙げる論点が示された。先の研究に惹きつけながら、これらをふり返ってみたい。

（１）安全保障・防衛など国を超えたジオポリティカルな情勢変化

最初の論点は、国を超えたジオポリティカルな情勢変化が——従来のネオ・リベラリズムに加

え——地域社会／生活圏に及ぼす影響を研究のなかで捉える必要性（岩永*、杉本 2016）についてであった。原発推進は国家政策であるとともに、そこには米国の影響や現在も被災地で草の根活動を続ける ICRP ほかの国際機関等の作用が働いている。これらを含む政治・権力構造とのかかわりから「生活圏としての地域社会」の変容を捉える必要があるだろう。

（2）外からの選択と内からの選択

2 つめは、「選択と集中」には、「外からの選択と住民自身（内から）の選択という二重の選択」があり、住民がそのなかに「置かれていることで（逆に）生活圏が分断」される（藤井*）ことの指摘であった。原発事故後の被災地の状況をみると、「外」には国以外に、国に従属・依存せざるを得ない自治体とその背後の政治・権力構造、メディアや国民世論の存在があり、これらが「内」に対して大きな作用を及ぼしていることに留意することの必要性も指摘できる。

（3）人間が尊厳をもって生きることが保障する空間としての地域社会

3 つめは、「人間が尊厳をもって生きることが可能な状態」が「生活」であり、「それを保障していくのが空間としての地域社会」である（藤井*）、という「地域社会」のあり方にかんする提起であった。原発事故被災者は、「生活」が保障されるべき「地域社会」から切り離された状態にある。そのなかで、その空間から切り離されてなお、そこにあった「根っこ」（藤井*、松園 2015、大堀 2015）によって支えられてきた。地域社会は、空間から切り離されてなお存在し得るものなのか。そこに深く関係している「根っこ」は、地域社会のなかでどのように形成され、（世代を超えて）継承されていくのか。こうしたこともあわせて探求すべき課題ではないだろうか。

（4）「コミュニティ」をめぐる従来の価値観や規範性の相対化

4 つめの論点は、家族や働き方などが変容・多様化するなかで、コミュニティに対する従来の価値観や規範性を改めて相対化する必要性（岩永*）であった。原発事故被災地の場合、まさに「家族や働き方」の概念が都市のそれとは大きく異なり、そのことが、被災地・被災者に対するさまざまな不理解を招き、彼らへの派生的加害を生んできた。都市の論理が主流を占めるこの国で、「地域」を対象とする我々研究者は、この問題にどう向き合っていくべきかについても、改めて見つめ直す必要があるだろう。

（5）生活者にとっての時間の流れ・積み重ね

5 つめの論点は、生活者にとっての時間の流れやその積み重ねを認識し、これらが生活圏に及ぼす影響に着目することの必要性（荒川*、杉本 2016）であった。原発事故被災地や被災者が置かれている状況をふり返ると、さらに、「地域」、「組織」、「制度」に流れる時間や歴史と蓄積が人々の「生活」や「地域社会」に及ぼす影響の大きさも無視できない。今後は、生活者を中心としたこれら時間にかかわる問題を分析・記述し、成果を継続して蓄積していくことが求められよう。

（6）「見えない生活者」に対する眼差し

6 つめの論点は、たとえば、地域に存在する外国人、女性、移動する人々など「見えない生活者」に対する研究者の眼差しが十分ではない可能性（藤井*、渡戸*ほか）。それによって物事を見誤ることへの危惧であった。これは、（5）（7）（8）など他の論点にも内包される重要な視点である。恐らくは、こうした点に十分配慮した調査を進めること、あるいはそのプロセスこそが、「生活圏の共同性では拾いきれないものから地域的公共性を構築すること」につながり、結果的に「『抗いの契機』になる」（杉本 2016）可能性を有する。さらに加えるならば、地域公共性を構築するためには、権力に対する二項対立的な見方を排除し、権力や政治構造の「見えない」内実を読み解くことも必要不可欠であろう。

（7）近代的な個人への捉え直しと「市民社会」のあり方

7 つめの論点は、近代的な個人への捉え直し（岩永*）と「市民社会」のあり方の探求である。神戸の事例からは、時々立場を変えながらお互いに支え合うことで「自分たちの総体」として自立する「複数化する『市民たち』」（清水*）が紹介された。原発事故被災地の状況をみても、明らかに従来の地域リーダーや活動家たちとは異なる複数の個人がさまざまなムーブメントを

起こしてきた。しかし、その多くは国主導の復興政策のなかに解消されてきた。今後は、「個人」や「市民社会」を、国を頂点とする政治・権力構造とのかかわりのプロセスから捉えることも必要であろう。

3. まとめにかえて——「生活圏としての地域」との向き合い方

大会シンポジウムでは、以上の論点を包含したかたちで、研究者が調査対象に近づく方法（研究スタンスや調査方法など）について議論があった。この点にふれつつ、最後のまとめとしたい。

この議論は、2・(6)における「みえない生活者」など少数派の声をどう拾い上げるか（有末*、徳田*ほか）という問題と深く関係する。報告者の調査対象に対するスタンスは、中立的立場を意識しつつも、「地域的公共性を構築」し、「抗いの契機」（杉本 2016）を創出するプロセスに取ってかかわるべきだという立場である。原発事故被災地を例にとれば、復興政策と生活実態の乖離、町行政と住民相互の不理解といった場面で、研究者は双方の間に立った「翻訳者」としての役割をもつことも必要だと捉えている。「フィールドで自ら生活体験」（岩永*）、「代弁者としての立場を徹底」（熊本*、浅野*）など、研究者が地域と向き合う際にはさまざまなスタンスがあってしかるべきだが、そこには中立性・客観性ほかの問題が常についてまわる。

しかし、「生活圏としての地域社会」を再発見し「抗い」へつなげていくため、まず研究者が取り組まなければいけないことは、「生活圏に生じる矛盾を批判的に検証し続ける」（清水*）こと、それを記述・蓄積・発信し続けることではないだろうか。

【参考文献】

- 浅野 慎一（2016）「大会シンポジウム解題」、『会報』196号
大堀 研（2015）「『生活／根っこ』とその具体的把握」、『会報』197号
佐藤 彰彦（2013）「原発避難者を取り巻く問題の構造——タウンミーティング事業の取組・支援活動からみえてきたこと」、『社会学評論』64(3):439-459
杉本久未子（2016）「シンポジウム印象記」、『会報』196号
松菌 祐子（2015）「選択と集中に抗う生活圏としての地域社会への問い」、『会報』192号
福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（2014）「原発事故広域避難者の発言を用いた質的統合法（KJ法）分析結果からみた問題と構造／今後の対応課題に関する報告書」
自由民主党東日本大震災復興加速化本部／公明党東日本大震災復興加速化本部『「東日本大震災 復興・創生期間」のスタートに向けた決意——オリンピック・パラリンピック東京大会までに』（2016年3月）

【注】文中における上記以外の引用等は、第41回大会シンポジウムの書き起こしからのもので、該当箇所に発言者の名（名前の後に*を付記）を記している。

1-2 外国人住民の「非集住地域」研究の可能性—現況と課題—

徳田 剛（聖カタリナ大学）

1. はじめに

本報告の目的は、徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子著『外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題—結節点としてのカトリック教会・日本語教室・民族学校の視点から—』（2016年、創風社出版）の内容を踏まえつつ、日本の地方都市や中山間地域でのマルチ・エスニック化の進行、とりわけ「集住地域」を形成せずに生活している外国人住民の諸状況を取り上げることの意義を示すことにある。

我々がこのような問題意識を持つに至った経緯は、以下のようなものである。共著者3名は、関西地方で地域調査に携わったのちに中四国地方に赴任し、当地での外国人住民の状況をそれぞれに調べていたのだが、その中で「これまで見てきた“集住地域”の多文化状況とは随分と様子

が違う」といった見解を共に有していた。そこに報告者（徳田）が「これまでに取り組まれてきた移民・エスニシティ研究の分析視角や概念では目下の状況をうまく捉えることができない」という問題意識に基づいた、外国人住民の「非集住地域」についての共同研究を他の2名に提案したのが発端である。同書の執筆においては、移民・エスニシティ研究の動向や近年の在留外国人統計の結果等を整理しつつ（主に報告者が担当）、まずは各々の調査研究の成果を描出していくことに主眼を置いた。

今回の報告では、我々の共同研究の成果（「非集住地域」の外国人住民を取り巻く諸状況の把握）を、人口減少や産業衰退等の課題にいち早く直面している当該地域の地域振興といかに関連付けていくか、という目下の問題関心を重ねながら、一連の共同研究の概要と今後の検討課題について論及した。以下、報告内容の要点を示したい。

2. 外国人住民の「非集住地域」の地域特性

2-1 在留外国人統計からみた外国人住民の構成－全国と愛媛県の傾向

まず、滞日外国人の概況を最新の統計データに基づきながら確認したい。2015年末時点での在留外国人統計（法務省調べ）によれば、日本全体で2,232,189人の外国人住民が居住しており、前年比では約11万人の増加（+1.7%）と微増傾向が継続している。出身国・地域別では、人数の多い順に①中国籍（665,847人、約1.1万人増、前年比+1.7%）、②韓国・朝鮮籍（合計で491,711人、約9500人減、-1.9%）、③フィリピン籍（229,595人、約1.2万人増、+5.5%）、④ブラジル籍（173,437人、約1.2万人減、-1.1%）、⑤ベトナム籍（146,956人、約4.7万人増、+47.2%）となった。全体的な状況は（同書の論拠となった）2014年末と大きくは変わらないが、ベトナム籍住民が引き続き大幅増加していることと、ブラジル籍住民の減少の下げ止まりの傾向が確認できた。都道府県別では、東京都が約3.2万人増、愛知県・埼玉県・千葉県がそれぞれ約9千人増、大阪府が約7千人の増加など、3大都市圏での外国人住民の増加が顕著であった。

ここで、外国人住民の「非集住地域」に該当すると思われる、報告者の現住地の愛媛県の概況を紹介する。愛媛県全体の外国人数は、2014年末の9290人から約1000人増加して10,279人となった。出身国・地域別にみると、①中国籍4,415人（60人増）、②ベトナム籍1,342人（529人増）、③韓国・朝鮮籍1,219人（160人減）、④フィリピン籍1,277人（208人増）の順となっている。ちなみに、全国では第4位となっているブラジル籍については、県内在住者が188人（7人減）と少数にとどまっていて、東・東南アジア出身者が多くを占めている傾向が見て取れる。また、愛媛県内の外国人人口の分布は、県庁所在地の松山市（2,763人）と今治市（2,660人）が最も多く、以下、西条市（1,112人）、新居浜市（912人）、四国中央市（672人）と続く。地域概況としては、県庁所在地の松山市の中心部には県内随一の繁華街があり、多くの研究者や留学生を擁する大学も複数存在している。今治市には製造業が多く、とりわけ造船やタオル工業などに技能実習生が多く働いている。今治市に加えて西条市・新居浜市・四国中央市などを含む東予地方は製造業を基幹産業としており、宇和島市などを含む南予地方は農漁業などの第一次産業が中心となっているが、いずれの現場においてもそれらの産業に従事する技能実習生が少なからず就労している。県内の受け入れ先の事業所では、近年増加しているベトナム系技能実習生に加えて、最近ではミャンマーからの技能実習生の招致も検討されているという。

2-2 「非集住地域」に暮らす外国人住民の特徴と生活状況

次に、地方部や中山間地域に分散居住している外国人住民の特徴と彼ら・彼女らを取り巻く社会環境の特徴を素描する。「非集住地域」に多く暮らす外国人住民の在留資格については、「国際結婚移住者」（その多くは女性）、第一次・二次産業の現場で働く「技能実習生」および地方大学への「留学生」の3つのカテゴリーが多数を占める一方、在日コリアン系（「特別永住者」）と南米日系人（「定住者」等）の比重が低くなりがちである。

また本報告内では、日本の地域社会における外国人住民の位置づけについて「不可視性（invisibility）」というキーワードに基づきながら論説したが、外国人住民の「非集住地域」で

は、地域社会の構成員としての外国人住民の「不可視性」に以下のような特徴が見られる点を指摘した。これまで移民・エスニシティ研究でしばしば取り上げられてきた大都市圏内のエスニック・タウンや、北関東や中部・東海地方などに見られる南米日系人の「集住地域」では、街を歩くと海外にルーツを持つ（であろう）人々を地域内で多く見かけるものの、言語やライフスタイルの異なりや住民の入れ替わりの激しさ、地域住民との普段の生活での接点の無さなどの理由で「疎遠な隣人」としてしばしば位置づけられる。そうした捉え方の嚆矢と言えるのが、梶田孝道・丹野清人・樋口直人の著書で用いられた「顔の見えない定住化（the invisible residents）」というキーワードであろう。

それに比して、我々が着目する「非集住地域」においては、待ちゆく人の顔ぶれが国際色豊かであったり、街中にエスニックなシンボル（文字や言葉、絵などの描かれた看板やエスニック・ショップなど）を見かけたりすることがあまりなく、一見すると“純日本的な”農山漁村や地方都市の風景が広がっているが、実は国際結婚移住者や技能実習生らが生活し就労している、というのがよく見られる光景である。そうした地域では外国人住民が暮らしていることを想起させるようなシンボルを目にする機会は少ない。その一方で、外国から来た人をメンバーに迎えた家庭・学校・職場・地域コミュニティの現場では、個人・小集団単位の「顔の見える関係」が形成されうる点も指摘できる。

もちろんそうした「可視的」な社会的諸関係のありようについては、“両義的に”評価されなければならないだろう。閉鎖的な生活・社会空間に暮らす外国人住民が偏見や差別などによって嫌な思いをさせられたり、明らかな人権侵害に相当する問題状況に（世間からは見えにくい形で）巻き込まれたりするケースも少なからず生じ得る。しかしその一方で、外国人住民が一定数「集住」しているような地域では起こりにくいような、地域のネイティブ住民と外国人住民が（ポジティブな意味で）主体的な関係を取り結ぶようなケースも先行研究や我々の調査からも確認・指摘されており、新たな論点として本共同研究において特に着目しているところである。

2-3 「非集住地域」における外国人住民の結節点の存在

そして、「集住地域」の状況とは異なるこれらの地域のもう一つの特徴として指摘したのは、地域社会に外国人住民が加わることで生じうる諸問題に対処するための体制整備の不十分さや、支援拠点や結節点となりうる集団・組織の“過小”状態が散見される点である。

一定規模の外国人住民が暮らす「集住地域」では、ゴミ出し、騒音や生活臭、駐車マナーなどの生活習慣に起因する地域住民との様々なトラブルが顕在化し、外国人住民に関する地域課題として取り上げられやすい。また、外国人住民にとっての日本での生活における（言葉、教育、医療、法的トラブルなどの）諸課題へのサポートについては、相談窓口や対応のための組織・ネットワークなどの整備（市民団体や自助グループなどの組織・団体による対応や、自治体における多言語での対応可能な部署の設置など）がなされているところもある。しかし、外国人住民の数が相対的に少ない地域では、圧倒的多数を占めるネイティブ住民や地域コミュニティに向けた諸施策が大々的に進められる一方で、行政、地域住民団体、市民団体などそれぞれのセクターにおいて、外国人住民向けの対応が課題として取り上げられ、意識的に取り組まれることは往々にして少ない。

我々の著書では、そうした地域における外国人住民の支援拠点や結節点となりうる場として「カトリック教会」、「日本語教室」、「民族学校」の3つを取り上げ、それぞれの活動状況と「非集住地域」における外国人住民の結節点としての役割や取り組み課題について事例ベースで描出しているので、参照いただければ幸いである。

3 今後の課題－地方部・中山間地域への外国人住民の到来と地域振興との関連について

最後に、近年の地域社会学会の継続的な取り組み課題である、「選択と集中」の論理に基づく日本の地域社会のリストラクチャリングと本研究テーマの関連について言及して本稿を締めくくりたい。本報告で取り上げた外国人住民の「非集住地域」の多くは、少子高齢化による人口減少や

産業・地域経済の衰退にいち早く直面している地方都市や中山間地域と多くが重なっている。報告者は、国家のグランドデザインの中ではおそらく「選択も集中もされない」であろうそれらの地域は、「生き残り戦略」の現実的な選択肢の一つとして、(現行の技能実習制度や結婚移住制度なども活用しながら)外国からの人材の積極的な受け入れをはかっていく(いかざるをえない)だろう、という見解を示した。

こうした報告者の主張を裏付けるような新聞記事が、2016年7月24日日曜日の地方紙朝刊(愛媛新聞ほか)において掲載された。共同通信社が行った自治体アンケートの結果に基づく記事であるが、そこでは「外国人技能実習生が住む市区町村が少なくとも80%近くに上る」ことや、今後地域づくりを進めていく中で「外国人の受け入れ拡大を求める市区町村も30%を超え」たことが示されている。また、外国人受け入れ拡大を表明した市区町村の割合が「50%以上」だったのが新潟県・香川県・愛媛県・大分県・熊本県、「40%以上 50%未満」が岩手県・栃木県・千葉県・島根県・長崎県・宮崎県であったという。

この記事が示唆しているのは、地方部の地場産業の基幹労働力として、外国からの技能実習生の受け入れがもはや欠かせないものとなっていること、そして、将来的に地域づくりを進めていく中で、これまでは外国人住民の数が決して多くなかった地域の自治体が「外国人の受け入れ拡大に積極的」な見解を示している点である。上に挙げられたそれぞれの県を含む地域の風土を鑑みれば、多様な文化的・民族的出自やライフスタイルを持つ人たちを積極的に「同じ地域住民として」受け入れる気風を持ち合わせているとは考えづらく、無理をしてまで外国からの移住者や労働者を迎えたくはない、といったところがおそらくは地域社会の側の本音であろう。それだけ日本人住民の人口減少対策や地場産業の労働力確保に苦心しているということなのであろうが、実際に外国人住民が急増する段には、諸々の困りごとへの対処経験の少なさや、関係調整の仕組みやノウハウの欠如から、様々なトラブルや地域住民側からのネガティブなリアクションの発生が予想される。今後起こりうるこうした事態の対応に幾許かでも役立てられるよう、事例研究のさらなる展開と研究成果の公表に努めていく所存である。

1-3 第1回研究例会「印象記」

牧野 修也(神奈川大学非常勤講師)

第1回研究例会は、佐藤彰彦氏(高崎経済大学)の「『生活圏としての地域社会の危機・再発見から抗いへー大会シンポジウムの成果と課題』と徳田剛氏(聖カタリナ大学)の「外国人住民の『非集住地域』研究の可能性ー現況と課題」の2つの報告で行われた。佐藤氏の報告は、タイトルにあるように、41回大会のシンポジウムでの報告と質疑の検討を通して、これからの地域社会学における課題を検討するものであった。徳田氏の報告は、二階堂裕子氏と魁生由美子氏との共著として上梓した『外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題』を基に、外国人居住者の地域社会レベルでの生活課題について検討するものであった。

第1報告の佐藤氏は、シンポジウムでの主要論点を、①ジオポリティカルな情勢変化が地域社会/生活圏に及ぼす影響②外からの選択と住民自身の選択という二重の選択による生活圏の分断③生活を保障していく空間としての地域社会④多様化する家族や働き方のなかでのコミュニティに対する価値観や規範性の相対化⑤生活者の時間の流れと積み重ねの認識と生活圏の影響⑥「見えない生活者」に対する研究者の眼差し⑦近代的個人への捉え直しと市民社会⑧研究者の調査方法・研究スタンスという8点であったとする。それらの論点を踏まえて、福島県富岡町復興計画策定過程を「『抗い』としての試み」の視点から問い直していく。そして、この計画が「断固たる政治主導のもとに」進んだ結果、生活者/生活圏が位置づけられていないと指摘する。このような状況において、現状打開のための解決の方向が模索されながらも、それぞれに企図されている方向が機能不全に陥っていると。こうしたことは「社会システムの根本的問題」であり、原発事故に限ったものではないとする。また、避難の長期化とともに「空間としての町から切り離された状態」となり、社会的排除が生み出され分断が生じているとする。そして、復興計画策

定は、一方的に攻撃しない形で、国や県に対して意見を書くことが国や県に対する抗いであったとする。しかし、そうした形での「抗い」も、国が途中から介入することで本来の意図とは乖離してしまう状況が生じてしまったとする。その上で、これまでの経過を踏まえた上で、研究者として関わっていく時に、「『見えない生活者』の拾い上げ」ることと「従来、二項対立的に批判しがちであった国県や地元利権をもつ人や組織に対する調査」が必要であるとした。

佐藤氏の報告に対して、フロアからは次のような指摘が発せられた。「地域社会学としてどう踏み込んでいくのか。地域社会学ではまとまりきれない点があるのではないか。」という問いが出た。それに対して、報告者は「富岡の人が、なぜ、研究者とつきあうのか。それは自分たちの『届かない声』が分析されることで変わりうる可能性があるからであり、だから、コミットする意味がある。」とした。また、「翻訳者としての役割、代弁者ではないことの意味」というコメントがあり、これに対し、報告者は「政策の現場と地域の間立つ時、同じものを違う立場で見ることによる誤解と対立が生じる。それを解消しないと『抗い』にならない。」とした。それとともに、「生活圏としての地域社会」の定義も問われ、「領域的な定義ではないか」という指摘も出され、報告者からは「自治体の枠で考えている面もあるので、今後考えていきたい。」とされた。また、「政治や経済は背景になっているのか」という問いも出された。これに対して、報告者からは「空間的に分離している中で、実情に合わない政策が出されていく中で、住民の関心が低下している」という現状があるという回答が為された。

一連の質疑を通じて、筆者が、特に印象深く考えさせられたのは、地域社会学としてどのように関わるのかということである。そこで生活する人びとが、なぜに調査に応じてくれるのかという点は、あらゆる調査研究にも通じることでもあるのだが、「見えない生活者」の声の拾い上げと「二項対立的」な図式からの脱却を図ることに資することが可能となる研究ということは、今後の重要なポイントになると感じた。

第2報告の徳田氏は、まず、共著の全体を紹介し、共著のポイントが「非集住地域の多文化状況は集住地域とは性質を異とするので、集住地域の“常識”や分析視角に頼ってはうまく捉えられない」ことを示すことにあったとし、共著者それぞれが、カトリック教会とフィリピン系信徒・ベトナム人技能実習生の動向・在日コリアン住民の動向の3つの事例から論じたとした。報告者の担当した事例においては、「非集住地帯」の多くの地帯の場合、マジョリティを占める地域住民の立場からは存在そのものが認知されないような状況にあり、その結果、生活課題の多くが地域社会で取り組むべき課題として位置づけられていないことが多いと指摘する。しかし、そのことが、逆に、「個々の家庭・職場・学校、そして地域社会においては『顔の見える』存在」となり、近隣の「ホスト社会住民との関係を構築する余地が（『集住地域』よりも）開かれている」という論理的な展開の可能性が存在する」とする。そして、「非集住地域」の方が、集住地域よりもマルチエスニック化現象を見いだせることから、「非集住地域」に焦点を当てた研究が必要であるとする。そして、そのことは、「外国人住民が日本人住民との『顔の見える』関係の構築可能性が開かれる」ことに資する可能性を生じさせると指摘した。

徳田氏の報告に対して、フロアからは「日本の場合、きっちりと管理されているとみるべきであって、集住と非集住と見るのは妥当ではないのではないか。むしろ、誰がどのように管理しているのかという観点から分析した方が良いのではないか。」という指摘がされた。それに対して、報告者からは「管理のされ方の違いが、分布の違いとなっている面はある」という回答が為された。また、「今でこそ、集住地域であっても、当初はそうではなかった。また、人数が多いといっても、全体から見ると少数になるのではないか。」という指摘があり、それに対して、報告者からは「分散地域や散住地域という方が適切かもしれない。」と応答があった。それに対し、他の会員からは「集住と散住と言っても、いろいろなバリエーションがあり、そのバリエーションをどう整理するのか。」という指摘も為された。これらの質疑は、「非集住地域」概念を巡るものであるが、こうした指摘は、報告者が報告したように、これまでの研究の多くが焦点化することが少なかった点に着目したことによるものであり、報告者が対象としている人びとをどのように捉えることが妥当なのかという点からのものであるように、筆者は感じた。その点からも、新たな研究

の地平を広げる報告と言えるように感じた。

また、「住民をどのようなレベルで設定できるのか」という問いや「カトリック教会の位置づけ」についての質問もあった。これに対して、報告者からは、前の問いに対しては「在留資格の問題での区分、または、その場所にその時いる人が地域社会のこととしてあるのではないか。」と応答があり、後の問いに対しては「教会へのアクセス問題はあり、日本語教室がより広いアクセスポイントになりうる場合がある」という応答があった。

1-4 第一回研究例会印象記

望月 美希（東京大学大学院）

第一回研究例会では、佐藤彰彦氏（高崎経済大学）、徳田剛氏（聖カタリナ大学）による2報告が行われた。

第一報告の佐藤氏は、前半に前回大会シンポジウム「国土のグランドデザインと地域社会—『生活圏』の危機と再発見」の成果と課題、後半に佐藤氏が復興計画策定支援として関わった福島県富岡町に関する報告を行った。前半では、8つの視点からシンポジウムの整理がなされたが、後半の報告と強く関連したのが③生活者にとっての「根っこ」はどのように形成されるのか、⑧フィールドワークにおける研究者のスタンスという点であった。「根っこ」の議論は、前年度研究例会での「根こぎ」の議論（松菌氏）から引き続くものであり、学問的な整理が今後の課題であるという。研究者が地域に関わるスタンスに関しては、フィールドワークでの生活体験（岩永氏）、地域の「代弁者」（熊本氏）といった関わり方を挙げたが、佐藤氏は研究者の役割を（政策と生活の間に介在する）地域の「翻訳者」とし、キーマン、組織の繋ぎや情報発信を担っていくべきであると述べた。後半の報告で印象深かったのは、故郷と離別しようとする被災者の存在に関してであった。被災者には、自分の「根っこ」を断ち切る決断を自ら下すのは重すぎるために、復興計画に対し「行政が出す計画にろくな計画はない、だからこんな町には住めない」という論理を打ちだそうとする「期待」があり、矛先を行政に向ける姿もあるという。しかし、人的ネットワーク、仕事関係の付き合い等は継続し、「根っこ」は地域に残るといふ。さらに、避難先での住宅購入者の増加や、生活圏の一部の疑似的な再現といった様子が見られるものの、「帰らないというのとは違う」「将来的には町に戻りたい」といった語りも聞かれる。こうしたねじれの構造や一見矛盾するような語りの分析によってこそ、人々が何層ものまなざしで捉えている地域社会の姿が浮き彫りになると感じた。

フロアからの議論では2つの論点を中心となった。一つは、高木氏（いわき明星大）の「地域社会学として、（政策や地域に対して）どこまで踏み出せるのか」という問いである。佐藤氏は、現場の人々が声を出すことの限界点を共に乗り越えることに役割の可能性があるかと回答した。一方、原発事故の現場に近い今井氏（福島大）は、「地域の中で様々な主体による様々な意見がある中で、自分の立ち位置はなるべくフラットにするしかなかった」と述べており、前回大会から引き続いての印象ではあるが、学会の中でも現場に対する研究者の立ち位置はさまざまであった。また、今井氏の「するしかなかった」という言葉からは、現場からの距離の近さという点に、関わりの度合いの難しさ、研究者が立ち位置を表明することの難しさがあると感じた。もう一つは浅野氏（神戸大）からの「『生活圏としての地域社会』の定義をどのように考えるか」という問いである。佐藤氏は生活圏の対立軸として「権力としての地域」を置いているが、浅野氏は「領域としての地域」として考えるという。佐藤氏の回答では、「生活圏としての地域社会」とは、自治やローカルなガバナンスのもとに自主・自立して成立するものであり、よって権力を対立軸としたという。ただしこれは、自治体という枠で見すぎているのかもしれないという反省的な見解も出している。松園氏（淑徳大）が「原発避難者の場合、自治体（という本来地域を治めるべき存在）がなく、結果として複数の生活圏としての地域社会を持っている」と指摘したように、移動する人々の生活圏は、必ずしも連続する領域として広がってはいない。この点に関しては鱈坂氏（同志社大）からも「空間は二つあるが生活圏は一体。主体から見れば一つの生活圏として立ち

現れる」と述べられた。筆者の感想は、キーワードとして度々登場する「根っこ」とは何であるかを明らかにすることが「生活圏としての地域社会」を描き出す鍵になるのではないかということである。「根っこ」とは、自治、コミュニティ、家族、空間、生業・・・何によって形成されるのだろうか。今後は、より具体的な議論に踏み込んでいく必要があると考えた。

徳田氏による第二報告「外国人住民の『非集住地域』研究の可能性—現状と課題—」は、最近刊行された著作『外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題』（徳田氏・二階堂氏・魁生氏による共著）に関するものであった。昨今の徳田氏の中心的な研究関心は「サイレント・ストレンジャー」（≒見えない生活者）にあり、著作では、外国人住民のうち選択も集中もされない「非集住地域」に住まう人々をテーマとしたものであった。彼らの主要なカテゴリーとして「結婚移住女性」「技能実習生」「地方大学への留学生」の3つがあり、アジア諸国からの移住者が多い。こうした人々が「選択されない」地域において住まうことに関して、条件や資源が整った外国人集住地域のノウハウを適応するには限界があり、だからこそ「非集住地域」の知見を深めていく必要がある、というのが研究のねらいであった。また、対立軸とする「集住地域」ではエスニックな諸シンボルの存在から外国人住民が十分「可視的」であるのに対し、非集住地域ではそうした「可視的」な要素が存在しないという。しかし、そうした地域における外国人と地域住民の関係について、「ばらけている」がゆえに顔を突き合わせざるをえない状況が生まれ、かえって個と個としての関係が築きあげられると考察した。

フロアから大きな論点となったのは、「非集住」というカテゴライズに関してであった。町村氏（一橋大）からは、「非集住というのは、自治体の人口全体に占める割合が小さいという意味か、集まって住んでいないという意味か、事例ごとにずれがある」という指摘がされた。また、「集住 - 非集住として捉えるよりも、管理のされ方の違いによって空間的な配置に関連するものとして捉えることができるのでは。その方が、国際的にかなり強固である日本型の移民管理の特性が明らかになるのではないか。」という玉野氏（首都大）の指摘も印象深かった。筆者もフロアの議論に共感することが多く、今回の報告では「非集住」の定義のされ方やその積極的な意味が不明瞭であるという印象を受けた。しかし、非集住であるからこそその生活者の問題（例えば、集住地域に存在する外国人コミュニティの相互扶助、文化継承、言語学習に関するサポートなどへのアクセスの難しさ等）があるとすれば、その点の着目は意味のあるものであるとも考えた。ただしこれも「非集住」の定義をどのようにするのかといった問題は付きまとう点が予想され、これをクリアしなければ「集住 - 非集住」といった議論展開は難しいと感じる。

原発避難、外国人移民といった今回のテーマにとどまらず、津波被災地の集団移転、過疎地域へのUIターン、2地域居住、職住分離など「移動」は時間的にも空間的にもさまざまなレベルでなされている。日常生活における空間のクロスオーバーが当たり前となった現代において、「移動する人々」に視点を置いた生活圏の分析・考察が今後重要になると感じた例会であった。

2. 理事会からの報告

2016年度地域社会学会第2回理事会は、2016年7月16日（土）12時40分から13時55分まで首都大学東京の秋葉原サテライト・キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として5件、協議事項として5件が議論されました。報告事項の詳細については各委員会報告等をご覧ください。

（出席者）浦野正樹、浅野慎一、黒田由彦、齊藤康則、清水洋行、新藤 慶、杉本久未子、田中里美、玉野和志、町村敬志、松菌祐子、松宮 朝、丸山真央、文 貞實、吉野英岐、山本薫子

報告事項

- 1 研究委員会報告
- 2 編集委員会報告
- 3 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
- 4 社会学系コンソーシアム担当報告
- 5 事務局報告

協議事項

- 1 退会の承認
退会 3 名について承認した。なお、承認後の会員数は 416 名（一般会員 355 名、院生会員 52 名、終身会員 9 名）となった。
- 2 監事の選任について
理事会にて監事の選任の手続きを確認した。なお、今期の監事は、有末賢会員（亜細亜大学）と和田清美会員（首都大学東京）をお願いすることになった。
- 3 年報の処理について
会費納入に伴う送付が終了し、半額での販売後も在庫となっている年報について処分することとした。
- 4 会員名簿（冊子体）の作成について
3 年毎に作成している会員名簿（冊子体）について、予定通り今年度に作成することとした。
- 5 その他
2018 年度、2019 年度の大会開催校の依頼の進め方について決定した。

（清水 洋行）

3. 研究委員会からの報告

本年度第 1 回の研究委員会を開催しました。今回は大会から間が短いこともあり、理事に選出された委員のみによる委員会となりました。委員会では山本薫子会員を副委員長に選任しました。さらに、一般会員からの委員の選出について議論し、その後、打診をさせていただいた結果、川副早央里（早稲田大学）、鈴木鉄忠（中央大学）、田中志敬（福井大学）、船戸修一（静岡文化芸術大学）、矢部拓也（徳島大学）の 5 名が新しく研究委員となりました。

委員会では、次回大会からのシンポジウムのテーマ設定と、次回研究例会の報告者の選定について議論しました。テーマの設定については複数の案がでましたが、新しい研究委員が出そろったところで再度議論を深めることとして、継続審議としました。またいくつか出た新しいテーマの方向性に沿って、研究例会の報告者の選定と打診について議論しました。

その結果、10 月 1 日の第 2 回研究例会では、第 1 報告の報告者を東海林伸篤さん（東京都世田谷区職員）をお願いすることとしました。東海林さんは世田谷区役所職員として勤務されながら、日本計画行政学会コモンズ研究専門部会事務局としてもご活躍されています。今年 3 月、中央大学出版部から出された細野助博、風見正三、保井美樹編『新コモンズ論』の共著者でもあります。演題は「地域主体のまちづくりに向けて～日本計画行政学会コモンズ研究会におけるコモンズの議論と世田谷区における取り組み～」です。そして第 2 報告の報告者を、岡田航会員（東京大学大学院）をお願いしました。演題は（仮）「現場から立ち上げる『里山の社会学』に向けて～八王子市堀之内の人と自然とのかかわりをもとにして～」です。皆様のご参加をお待ちしています。

なお、第 1 回研究委員会の出席者は以下のとおりです。

熊本博之、齊藤康則、杉本久未子、文 貞實、山本薫子、吉野英岐。

（吉野 英岐）

4. 編集委員会からの報告

前号で理事編集委員の陣容についてお知らせしておりましたが、委嘱編集委員についても以下のように決定いたしました。お引き受け下さった先生方にはご多忙のところ恐縮ですが、何卒お力添えのほどお願いいたします。

伊藤亜都子（神戸学院大学）、大倉健宏（麻布大学）、徳田 剛（聖カタリナ大学）、室井研二（名古屋大学）。

委嘱委員も含めて 11 名となった編集委員のうち 7 名の委員の出席のもと、第 1 回編集委員会が 7 月 16 日に開催され、規程類の確認や書評対象候補図書の選定などが行われました。

<年報第 29 集の原稿募集について>

年報第 29 集（2017 年 5 月発行予定）の募集要項は前号（197 号）でお知らせした通りです。自由投稿論文の締切は 9 月末日（必着）、その他のカテゴリーの原稿の締切は 10 月末日（必着）です。奮ってご投稿下さい。投稿規定・執筆要領・著作権規定等は学会 HP（「出版・刊行物」欄の末尾にリンク）に掲載してあります。

なお次回の編集委員会は 10 月 1 日開催で、自由投稿論文締切の翌日となっています。このため、期日までに送付先（197 号参照）へ確実に到着するように、くれぐれもご注意よろしくお願いいたします。

<自由投稿論文審査規程について>

編集委員会では、自由投稿論文の審査基準を明示するため「自由投稿論文審査規程」を定めています。学会 HP（「出版・刊行物」欄の末尾にリンク）に掲載されていますので、投稿者および査読を依頼された先生方はご留意下さい。

（町村 敬志）

5. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

社会学系コンソーシアムでは、2017 年 1 月 28 日（土）に、評議員会とシンポジウムを予定しております。シンポジウムのタイトルは「現代社会における分断と新たな連帯の可能性（仮）」となっております。

なお、社会学系コンソーシアムでは、今後 Facebook や Twitter などの SNS を充実させていく方針が理事会で確認されました。

この間、『社会学系コンソーシアム通信』（第 24 号）が、2016 年 6 月に発行されております。社会学系コンソーシアムのホームページ（<http://socconso.com/tsushin/index.html>）をご覧ください。

（浦野 正樹）

6. 事務局からの連絡 <2016 年度の会費納入のお願い>

会費を未納の方は、同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご住所を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500 円（年報代含む）、院生会員は、5,000 円（年報代含む）です。振り込まれた方には、年報 28 集を次号会報と同封にてお送りします。

また、過年度会費未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第 6 条 2 に「継続して 3 年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

納入済にもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報くださいますようお願いいたします。

7. 会員異動

(略)

8. 会員の研究成果情報 (2016 年度・第 2 次分)

会員の研究成果について、2015 年以降に刊行され、2016 年 8 月 20 日までに情報提供をいただいたものを掲載します (過去の会報に掲載されたものや口頭発表は除きます)。

引き続き、2015 年以降の研究成果に関する情報を募集しています。同封の用紙 (地域社会学会 Web サイトから MS ワード版がダウンロードできます) の情報を、事務局宛のメールに添付 (あるいはファックス) でお送りください。ご協力よろしく申し上げます。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

2015 年〔著作〕

吉原直樹・堀田泉編『交響する空間と場所Ⅰ 開かれた都市空間』法政大学出版会、2015 年 1 月

吉原直樹・堀田泉編『交響する空間と場所Ⅱ 創られた都市空間』法政大学出版会、2015 年 1 月

吉原直樹・仁平義明・松本行真編『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版、2016 年 3 月

似田貝香門・吉原直樹編『震災と市民 1 連帯経済とコミュニティ再生』東京大学出版会、2015 年 8 月

似田貝香門・吉原直樹編『震災と市民 2 支援とケア』東京大学出版会、2015 年 8 月

2015 年〔論文〕

吉原直樹「コミュニティの「いま」、『学術の動向』20(1)、2015 年 1 月

清水洋行「サード・セクターの領域特定の展開と「コミュニティ」、清水洋行編『コミュニティと境界』(人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書 第 288 集)、2015 年 2 月

高島拓哉「現代の行政改革とコンパクトシティ」、『大分大学経済論集』66 巻 6 号、2015 年 3 月

吉原直樹「アジア系外国人観光客の急増とコミュニティ」、『都市問題』106(6)、2015 年 6 月

清水洋行「イギリスの「大きな社会」下におけるサード・セクター組織の多岐的対応—ロンドンのインナーエリアと郊外エリアの事例から—」、日本地方自治学会編『基礎自治体と地方自治』(地方自治叢書 27) 啓文堂、2015 年 10 月

吉原直樹「終わりなき一つのジレンマ—中間貯蔵施設と地権者たち」、『専修人文論集』97、2015 年 11 月

高島拓哉「家庭ごみ有料化の問題点と『市民協働』—大分市の有料化導入事例にふれて—」、大分大学大学院福祉社会科学研究所『福祉社会科学』5 号、2015 年 12 月

2015 年〔その他〕

J・アーリ著、吉原直樹・伊藤嘉高訳『モビリティーズ』作品社、2015 年 3 月

2016 年〔著作〕

西城戸誠・宮内泰介・黒田暁 (編著) 『震災と地域再生: 石巻市北上町に生きる人びと』法政大学出版局、2016 年 2 月

吉原直樹・今野裕昭・松本行真編『海外日本人社会とメディア・ネットワーク—バリ日本人社会を事例として』東信堂、2016 年 2 月

野宮大志郎・西城戸誠（編著）『サミット・プロテストーグローバル化時代の社会運動』新泉社、2016年3月
吉原直樹『絶望と希望：福島・被災者とコミュニティ』作品社、2016年3月
大倉健宏『ペットフレンドリーなコミュニティーイヌとヒトの親密性・コミュニティ疫学試論』ハーベスト社、2016年4月
山岸達矢『住環境保全の公共政策ー都市景観とまちづくり条例の観点から』法政大学出版局、2016年4月
武岡暢『歌舞伎町はなぜ〈ぼったくり〉がなくなるのか』イーストプレス、2016年6月

2016年〔論文〕

島田昭仁・小泉秀樹「小布施町図書館の空間利用に関わる討議過程の研究ー利用者相互の意向調整はどのようにしてなされたかー」、『計画行政』39(1)、2016年2月
清水洋行「領域特定型中間支援組織研究の展開と射程ー地域における生活支援サービスの創出をめぐるー」、米村千代編『流動化する社会と紐帯』（人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書 第301集）、2016年2月
牧野修也「中山間地の集落芸能の継承と意味変容：長野県南佐久郡小海町親沢集落・人形三番叟の事例から」、『専修人間科学論集. 社会学篇』6巻、2016年3月
西城戸誠「実践的な調査としての震災調査に何ができるか」、『社会と調査』16、2016年3月
高田知和「一般の人たちが地域で歴史を書くときー沖縄県の「字誌」編集者へのインタビューー」『東京国際大学論叢 人間科学・複合領域研究』第1号、2016年3月
高島拓哉「地方自治における公共ガバナンスを考えるー福祉サービスを中心にー」大分大学大学院福祉社会科学研究所『福祉社会科学』6号、2016年3月
今井照「原発災害避難者の実態調査（5次）」、『自治総研』第42巻第4号（通巻第450号）、2016年4月

2016年〔分担執筆〕

吉原直樹「ポスト3・11は虚妄かーオオクマはどう変わったかー」、近畿大学日本文化研究所『変化と転換をみつめて』風媒社、2016年3月

9. 理事会・委員会のお知らせ

会場は、いずれも明治学院大学白金キャンパスの本館5階です。

第2回 研究委員会

日時：10月1日（土）11時～12時30分。場所：1506教室

第2回 編集委員会

日時：10月1日（土）11時～12時30分。場所：1507教室

第2回 国際交流委員会

日時：10月1日（土）11時30分～12時30分。場所：1508教室

第2回 地域社会学会賞選考委員会

日時：10月1日（土）11時～17時。場所：1509教室

第3回 理事会

日時 10月1日（土）12時30分～14時。場所：1505教室

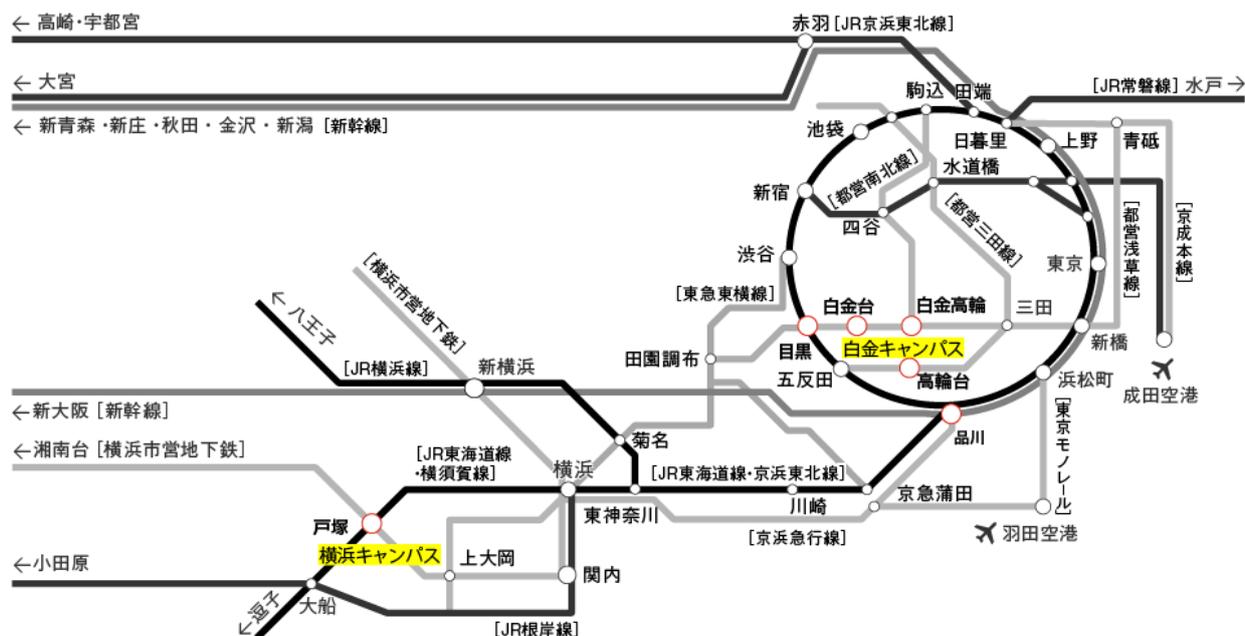
※本館へは、正門（品川駅からバス、白金台駅から徒歩）からは2階に、国道1号線沿いの「本館入口」（白金高輪駅から徒歩）からは1階に入ることになります。

第2回研究例会 会場案内

明治学院大学白金キャンパス 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

※会場となる 2401 教室は、ヘボンフィールドという中庭をはさんで本館と向かい合っている 2号館の3階にあります。

<交通アクセス>



最寄駅からのアクセス

- 品川駅から
[JR 山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線・東海道新幹線 / 京浜急行線]
高輪口より都営バス「目黒駅前」行き、「明治学院前」下車
※徒歩約17分
- 目黒駅から
[JR 山手線 / 東急目黒線 / 東京メトロ南北線 / 都営地下鉄三田線]
東口より都営バス「大井競馬場前」行き、「明治学院前」下車
※徒歩約20分
- 白金台駅から
[東京メトロ南北線 / 都営地下鉄三田線] 2番出口より徒歩約7分
- 白金高輪駅から
[東京メトロ南北線 / 都営地下鉄三田線] 1番出口 (目黒駅側 / エレベーター有) より徒歩約7分
- 高輪台駅から
[都営地下鉄浅草線] A2番出口より徒歩約7分

★詳細は明治学院大学 HP をご参照ください。

交通アクセス <http://www.meijigakuin.ac.jp/access/>

キャンパスマップ <http://www.meijigakuin.ac.jp/campus/shirokane/>